

矢巾町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月20日(月)午後1時30分から

2. 開催場所 矢巾町役場2-2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第7	報告第3号 専決処理事項報告について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第9	議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について
日程第10	議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

- 日程第 1 1 議案第 4 号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第 1 2 議案第 5 号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第 1 3 議案第 6 号 相続税の納税猶予に係る適格者証明申請に対する
許否決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保
主 査 泉山 弘道
主 査 煙山 裕

6. 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和2年第2回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。</p> <p>また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の会議に5番藤原弘也委員、12番佐藤俊孝委員が欠席する旨連絡がありましたため、ただいまの出席委員は14名であります。あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。8番藤原啓師委員、9番吉田力委員、10番川村良道委員にお願いをいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査にお願いします。
議 長	<p>日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、本日1日と決めます。

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>1月28日に宮城県の大和町まほろばホールにおいて、宮城県農業会議の依頼により宮城県農業委員会農地利用最適化推進研修会において、私と阿部委員が事例報告を行ってまいりました。</p> <p>1月30日に人・農地問題解決加速化推進チーム会議がありましたが、これは皆さんにご協力をいただきまして人・農地プランの推進として叩き台となる話し合いをやっていただきました。</p> <p>それから、20日までの人・農地プランの見直しの協力をお願いしましたが、対象の全プランの実質化にまで進めることができました。以上でございます。</p> <p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしているとおりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>では、次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第1号 朗読】</p> <p>補足説明でございますが、番号2-1と2-2の案件につきましては、同一の被相続人からの相続の案件でございます。耕作については現在地域の担い手の方が行っておりまして、相続後も同様に耕作する予定となっております。以上でございます。</p> <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>では次に進みます。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>【報告第2号 朗読】</p> <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>では次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第7、報告第3号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第3号 朗読】</p> <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>では次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第1号 朗読】</p> <p>なお、お手元の別添「農地法第3条調査書」の1～4ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。</p> <p>補足説明でございますが、番号3及び4の案件につきましては、どちらも認定農業者である〇〇〇〇さんが、今回新たに農業経営を行う株式会社を立ち上げて農地を購入する所有権移転となります。これらは同一譲受人による同一地域の売買であるものの、田の価格が大幅に違っておりますが、これは番号4の田の状態が悪く、耕作するためには土壌改良等が必要であることから、その費用を考慮しての価格となっております。</p> <p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手全員ですので、許可することに決します。次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第2号 朗読】</p> <p>なお、お手元の別添「農地法第3条調査書」の5ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。</p> <p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手全員ですので、許可することに決します。 次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第10、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第3号 朗読】</p> <p>なお、お手元の別添「農地法第3条調査書」の6ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。</p> <p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手全員ですので、許可することに決します。 次に進みます。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。</p> <p>こちらの場所は、土地改良区で5 m位の大きさのコンクリートの水槽を建設していますが、当初の場所よりも2 m位ずれて建設されたために、農地に食い込んでしまいました。土地改良区でも当時の建設が、なぜずれてしまったのかが分からないまま使われてきたとのこと。以上でございます。</p> <p>その他、補足説明がありましたら説明願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>挙手全員ですので、証明を許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第5号 朗読】</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>

議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第13、議案第6号、相続税の納税猶予に係る適格者証明申請に対する許否決定について、を議題とします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第6号 朗読】</p>
事務局	<p>補足説明でございますが、この案件は、農地の相続人が引き続き農業を行うことを前提に、相続税の納税を猶予するものです。こちらの相続人は農地中間管理事業により一部の農地を地域の法人に対して貸借しておりますが、農地中間管理事業による貸借は特定貸付けにあたり、貸借をしたままでも納税猶予を受けられるものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
15 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、15番藤原職務代理。</p>

議 長	はい、15番藤原です。摘要欄に特定貸付分と書いてありますが、これは総面積の21,267㎡からこの特定で15,299㎡を貸し付けているという理解でよろしいですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、15番藤原職務代理の質問にお答えいたします。その通り、こちらは21,267㎡のうち15,299㎡特定貸付ということになっております。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第6号、相続税の納税猶予に係る適格者証明申請に対する許否決定について、議案のとおり証明を許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手) 挙手全員ですので、議案のとおり証明を許可することに決めます。 以上で議事の全てを終了します。皆さま、大変お疲れ様でした。 終了 14時2分

以上は、令和2年2月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和2年第2回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 8番 _____

〃 9番 _____

〃 10番 _____